



資料編

1 交野市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、交野市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査及び審議する。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関する事項
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事項
- (3) 交野市子ども・子育て支援事業計画に関する事項
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関する事項
- (5) その他子ども・子育て支援に関する事項

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 交野市公私立幼稚園関係者
- (2) 交野市公私立保育所（園）関係者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 市民（団体）代表者
- (6) 子どもの保護者
- (7) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議は、会長が招集する。

2 子ども・子育て会議は、委員の定数の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長が必要と認めるときは、子ども・子育て会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明その他必要な協力を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、健やか部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2 交野市子ども・子育て会議委員名簿

区分	氏名	所属
会長	大橋 進	学識経験者
副会長	東口 房正	交野市私立幼稚園園長会会長
委員	有元 素子	市民代表
//	岡本 真由美	市民代表
//	関 純二	交野市民間保育園協議会代表
//	高垣 京子	交野市子育てネットワーク ティンクル代表
//	富田 泰史	交野市私立幼稚園園長会代表
//	野中 沙知	交野市私立幼稚園保護者代表
//	端野 秀人	交野市民間保育園協議会会長
//	福山 智香	市民代表
//	宮根 由香	交野市立保育所保護者代表
//	森岡 幸子	交野市民生委員児童委員協議会代表
//	船戸 巍	交野市教育委員会教育次長
//	伊賀 治	交野市小中学校校長会代表
//	井上 佳子	交野市立幼稚園園長代表

会長、副会長以下五十音順（交野市役所職員及び学校長を除く）

3 交野市子ども・子育て支援事業計画策定経過

開催年月日	会議等内容	議事等
平成25年 10月9日	第1回 交野市子ども・子育て会議	① 子ども・子育て支援新制度について ② ニーズ調査について ③ スケジュールについて
平成25年 12月19日 ～ 平成26年 1月16日	「子ども・子育て支援事業 計画にかかるニーズ調査」 の実施	・交野市内在住の「未就学児」をお持ちの世帯・保護者（就学前児童調査）1,800人、「小学生」をお持ちの世帯・保護者（小学生調査）1,200人に郵送配布・郵送回収 ・回収結果：就学前児童調査：856件（回収率：47.6%）、小学生調査：564件（回収率：47.0%）
平成26年 2月21日	第2回 交野市子ども・子育て会議	① ニーズ調査結果の報告について ② 教育・保育提供区域の設定について ③ 今後のスケジュールについて
平成26年 4月25日	第3回 交野市子ども・子育て会議	① 量の見込みについて ② 教育・保育提供区域の設定について ③ 交野市次世代育成支援行動計画について ④ 計画骨子案について
平成26年 5月29日	第4回 交野市子ども・子育て会議	① 新制度に係る運営基準等の条例制定について ② 計画骨子案について
平成26年 7月30日	第5回 交野市子ども・子育て会議	① 保育短時間認定における就労時間の下限設定について ② 交野市次世代育成支援行動計画の進捗報告 ③ 交野市子ども・子育て支援事業計画素案について ④ 新制度に係る運営基準等の条例案について
平成26年 9月29日	第6回 交野市子ども・子育て会議	① 「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準案」・「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準案」・「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準案」に係るパブリックコメント結果について ② 保育の必要性の認定に関する規則案に係るパブリックコメント実施について ③ 利用者負担（保育料）について ④ 量の確保方策について ⑤ 交野市子ども・子育て支援事業計画素案について
平成26年 11月6日	第7回 交野市子ども・子育て会議	① 利用者負担について ② 保育の必要性の認定に関する基準案に係るパブリックコメント結果について
平成26年 11月25日	第8回 交野市子ども・子育て会議	① 子ども・子育て支援新制度に係る条例について ・交野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例案 ・交野市立保育所条例案

資料編

開催年月日	会議等内容	議事等
		<ul style="list-style-type: none"> ・交野市立幼稚園条例案 ②教育・保育施設及び地域型保育事業に係る利用調整基準案について ③交野市子ども・子育て支援事業計画素案について
平成26年 12月15日 ～ 平成27年 1月14日	「交野市子ども・子育て支援事業計画（素案）」に関するパブリックコメントの実施	<p>受付した意見等の結果</p> <p>①全般に関する意見 1件</p> <p>②第5章 施策の展開に関する意見等 6件</p> <p>合計 7件</p>
平成27年 2月20日	第9回 交野市子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ①教育・保育施設及び地域型保育事業に係る利用調整基準案について ②子ども・子育て支援新制度に係る規則について <ul style="list-style-type: none"> ・交野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例施行規則案 ・交野市立保育所条例施行規則案 ・交野市立幼稚園条例施行規則案 ③特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業実施事業者（新制度に移行する施設）について ④交野市子ども・子育て支援事業計画案について

4 用語集

	用語	解説
力行	家庭的保育事業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域型保育事業の1つで、家庭的保育者の自宅等において行う定員規模5人以下の保育事業。家庭的保育者の資格その他設備及び運営に関する基準は子ども・子育て支援法の規定に基づき市が条例で定めている。
	教育標準時間	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保育の必要性を認定する場合の基準となる区分のひとつ。教育標準時間の認定を受けた場合、給付の範囲内で利用できる幼児教育時間は3～4時間となっている。
	教育・保育提供区域	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子ども・子育て支援新制度において「量の見込み」と「確保方策」を設定する単位として設定される区域。
	居宅訪問型保育事業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域型保育事業の1つで、子どもの自宅等に保育士等が訪問して行う保育事業。1対1を基本とするきめ細やかな保育を実施するもの。
	合計特殊出生率	<ul style="list-style-type: none"> ■ 15歳から49歳までの女性の年齢別（年齢階級別）出生率を合計したもので、1人の女性が一生に産む子どもの平均数。
	子育て支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点（地域子育て支援拠点）。地域子育て支援拠点事業とは、乳幼児の保護者を対象にした交流の場を提供する事業のことと、地域子育て支援センターでは、子育て相談、情報の提供、子育て講座の実施等を行っている。
	子ども・子育て関連3法	<ul style="list-style-type: none"> ■ 平成24年8月に可決・成立した以下の3つの法律。この法律に基づき、平成27年度より子ども・子育て新制度が開始される。 <p style="margin-left: 2em;">①子ども・子育て支援法</p> <p style="margin-left: 2em;">②就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律</p> <p style="margin-left: 2em;">③子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律</p>
	子ども・子育て支援新制度	<ul style="list-style-type: none"> ■ 平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づく、子ども・子育て支援に関する新たな制度。この制度の施行により、市町村では「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子ども・子育て支援サービスに関する見込み量に対する提供量を確保していくことになる。

資料編

	用語	解説
	子ども・子育て支援法	<ul style="list-style-type: none"> 平成 24 年8月に成立・公布された、新たな子ども・子育て支援の仕組みに関する新法。市町村子ども・子育て支援事業計画の策定、子どものための教育・保育給付、子どものための現金給付（児童手当）などが規定されている。
	婚姻率	<ul style="list-style-type: none"> 総人口に占める人口年間婚姻届出件数の割合。通常は人口 1,000 人当りの婚姻件数として表される。
サ行	事業所内保育事業	<ul style="list-style-type: none"> 企業内または事業所の近辺に用意された育児中の従業員向けの託児施設。新制度での給付対象となるには、従業員の子ども以外に、地域の保育を必要とする子どもの保育を実施する必要がある。
	次世代育成支援行動計画	<ul style="list-style-type: none"> 次世代育成支援対策推進法に基づき、市町村・都道府県、一般事業主が策定する子育て環境の整備や、仕事と子育ての両立のための取組みについての計画。
	次世代育成支援対策推進法	<ul style="list-style-type: none"> 次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境整備を進めるために制定された法律。次世代育成支援対策推進法は平成 26 年度までの時限立法であったが、有効期限が 10 年間延長されている。（平成 37 年3月 31 日まで）
	施設型給付	<ul style="list-style-type: none"> 教育・保育のニーズに応じて必要となる経常的経費を、保護者に対する個人給付として施設が代理受領し給付する制度。
	児童虐待	<ul style="list-style-type: none"> 保護者や養育者が、子どもの心や身体を傷つけ、子どもの健やかな発育や発達に悪い影響を与える行為。児童虐待は身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待の4種類に分類される。 用語集「ネグレクト」を参照。
	児童相談所	<ul style="list-style-type: none"> 児童に関するあらゆる問題について地域住民からの相談に応じ、児童や保護者に最も適した援助や指導を行う行政機関。
	児童手当	<ul style="list-style-type: none"> 日本国内に住民登録がある中学校修了までの児童に支給される手当。
	主任児童委員	<ul style="list-style-type: none"> 児童委員とは、地域住民の福祉の増進を図る重要な担い手として、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行っている。主任児童委員は、児童委員の中から選任され、児童福祉に関する事項を専門的に担当し、各児童委員との連絡調整や活動に対する援助・協力を行っている。

	用語	解説
	小規模保育事業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域型保育事業の1つで、主に満3歳未満の乳児・幼児を対象として行う定員規模6人以上 19人以下の保育事業。多様なスペースにおいて、家庭的保育に近い雰囲気のもとで、きめ細やかな保育を実施している。
夕行	待機児童	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保育所等への入所申請をしながらも満員のために入所できない児童。
	地域型保育給付	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域型保育事業（用語集「地域型保育事業」を参照。）を対象に給付される給付費。
	地域型保育事業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子ども・子育て支援新制度において公費負担の対象となる事業で、0～2歳の保育の必要性が認定された児童を保育する小規模な保育事業。（小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育事業）
	地域子育て支援センター	用語集「子育て支援センター」を参照。
	通常保育事業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 通常の開所時間（11時間）に行われる保育。
ナ行	乳幼児	<ul style="list-style-type: none"> ■ 乳児と幼児を合わせた呼び方。児童福祉法では乳児は出生から満1歳未満の子、幼児は満1歳から小学校就学までの子と定義されている。
	認定こども園	<ul style="list-style-type: none"> ■ 就学前の子どもに教育・保育・子育て支援を一体的に提供する施設として、都道府県の認定を受けた施設。保護者が働いている、いないにかかわらず利用できる。認定こども園には以下の4つの種類がある。 <p>①幼保連携型：認可幼稚園と認可保育所とが連携して、一体的な運営を行うことにより、認定こども園としての機能を果たすタイプ</p> <p>②幼稚園型：認可幼稚園が、保育に欠ける子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ</p> <p>③保育所型：認可保育所が、保育に欠ける子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ</p> <p>④地方裁量型：幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ</p>
	ネグレクト	<ul style="list-style-type: none"> ■ 幼児・高齢者などの社会的弱者に対し、その保護・養育義務を果たさず放任すること。
ハ行	発達障がい	<ul style="list-style-type: none"> ■ 主に脳の機能的な問題が原因で子どもの発育や成長に遅れや歪みが生じるもの。代表的なものとして、広汎性発達障害(PDD)、学習障害(LD)、注意欠陥／多動性障害(AD／HD)があげられる。

資料編

	用語	解説
	保育士	■ 保育所など児童福祉施設において、子どもの保育を行う職員。
	保育所	■ 就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設。そのうち、児童福祉法に基づき都道府県又は政令指定市又は中核市が設置を認可した施設を認可保育所という。
	保育短時間	■ 保育の必要性を認定する場合の基準となる区分のひとつ。保護者の就労が短時間の場合を想定しており、保育短時間の認定を受けた場合、給付の範囲内で利用できる保育時間は一日最大8時間となる。
	保育の必要性	■ 就学前の教育・保育のうち、利用可能な施設を判断する基準となるもの。子ども・子育て新制度では、「事由」「区分」「優先利用」の3点において市町村が認定基準を設定することになっており、子どもの年齢や保護者の就労の状況によって保育の必要性が判定される。
	保育標準時間	■ 保育の必要性を認定する場合の基準となる区分のひとつ。保護者の就労がフルタイム等の長時間の場合を想定しており、保育標準時間の認定を受けた場合、給付の範囲内で利用できる保育時間は一日8時間、最長11時間となる。
	母子・父子自立支援員	■ ひとり親家庭等に関してその実情を把握し、個々のケースに応じて自立に必要な各種の相談や指導を行う人。
ヤ行	夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）	■ 保護者が仕事等の理由により平日の夜間又は休日に家庭において子どもを養育することが困難となった場合、児童養護施設等において児童を保護し、生活指導、食事の提供等を行う事業。
	幼稚園	■ 小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校。
	幼稚園教諭	■ 幼稚園において、3歳～就学前子どもを学校教育法に基づき教育を行う教員。
	要保護児童対策地域協議会	■ 虐待を受けている児童をはじめとする要保護児童を早期に発見し、保護や適切な支援につなぐための機関。
ラ行	離婚率	■ 総人口に占める人口年間離婚届出件数の割合。通常は人口1,000人当たりの離婚件数として表される。
	離乳食講習会	■ 離乳時の乳児の保護者に対し、離乳の基本に基づき、離乳食の料理の実演及び試食などを通して、離乳食に関する講習を行なう事業。

	用語	解説
	量の見込み	■ 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に対するニーズ量の見込み。
	労働力人口	■ 15歳以上人口のうち、就業者と完全失業者を合わせたもの。
	労働力率	■ 15歳以上人口に占める労働力人口の割合。
ワ行	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）	■ 「仕事と生活の調和」と訳され、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」ことを指す。



**子らの笑顔、みんなの宝
“かたの” 子育て応援プラン
～交野市子ども・子育て支援事業計画～**

発行：平成27年3月

編集：交野市 健やか部

〒576-0034 大阪府交野市天野が原町5-5-1
(TEL) 072-893-6406
(FAX) 072-892-0525

